（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号。以下「水産流通適正化法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	（新設）
第一章　総則（第一条―第四条）	
第二章　特定第一種水産動植物等に関する規制	
第一節　国内流通の規制に関する措置（第五条―第三十四条）	
第二節　輸出の規制に関する措置（第三十五条―第四十八条）	
第三章　特定第二種水産動植物等に関する規制（第四十九条）	
第四章　雑則（第五十条―第五十二条）	
附則	
第一章　総則	（新設）
（特定第一種水産動植物）	（特定第一種水産動植物）
第一条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。	**第一条**　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
（法第二条第三項第一号の農林水産省令で定める加工品）	（法第二条第二項の農林水産省令で定める加工品）
第二条　法第二条第三項第一号の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。	**第二条**　法第二条第二項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。
（特定第二種水産動植物）	（特定第二種水産動植物）
第三条　法第二条第七項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。	**第三条**　法第二条第四項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（法第二条第八項の農林水産省令で定める加工品）	（法第二条第五項の農林水産省令で定める加工品）
第四条　法第二条第八項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。	**第四条**　法第二条第五項の農林水産省令で定める加工品は、前条各号に掲げる水産動植物を主たる原材料として製造し、又は加工したものであって、農林水産大臣が別に定めて告示するものとする。
第二章　特定第一種水産動植物等に関する規制	（新設）
第一節　国内流通の規制に関する措置	（新設）
（特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出）	（特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出）
第五条　法第三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。	**第五条**　法第三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
一　（略）	一　（略）
二　特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	二　特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
三　採捕の事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物の種類	三　採捕の事業の対象とする特定第一種水産動植物の種類
四　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限の内容	四　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物等の種類
五　譲渡しの事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物等の種類	五　譲渡しの事業の対象とする特定第一種水産動植物等の種類
六　（略）	六　（略）